



市 章

大津市公報

令 和 元 年 11 月 19 日
号 外 (第 38 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

条 例

45 大津市コミュニティセンター条例..... 1

条 例

大津市コミュニティセンター条例を公布する。

令和元年11月19日

大津市長 越 直 美

大津市条例第45号

大津市コミュニティセンター条例

(設置)

第1条 地域の多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、大津市コミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

- 大津市木戸コミュニティセンター 大津市木戸58番地
- 大津市和邇コミュニティセンター 大津市和邇中94番地の1
- 大津市小野コミュニティセンター 大津市湖青一丁目1番地2
- 大津市葛川コミュニティセンター 大津市葛川坊村町237番地の37
- 大津市伊香立コミュニティセンター 大津市伊香立生津町133番地の1
- 大津市真野コミュニティセンター 大津市真野四丁目6番2号
- 大津市真野北コミュニティセンター 大津市緑町4番1号
- 大津市堅田コミュニティセンター 大津市本堅田三丁目8番1号
- 大津市仰木コミュニティセンター 大津市仰木四丁目15番11号
- 大津市仰木の里コミュニティセンター 大津市仰木の里七丁目1番25号
- 大津市雄琴コミュニティセンター 大津市雄琴一丁目17番2号
- 大津市日吉台コミュニティセンター 大津市日吉台一丁目15番1号
- 大津市坂本コミュニティセンター 大津市坂本六丁目1番12号
- 大津市下阪本コミュニティセンター 大津市下阪本三丁目14番30号
- 大津市唐崎コミュニティセンター 大津市唐崎二丁目10番1号
- 大津市滋賀コミュニティセンター 大津市南志賀一丁目8番32号
- 大津市山中比叡平コミュニティセンター 大津市比叡平三丁目57番1号
- 大津市藤尾コミュニティセンター 大津市横木二丁目4番1号
- 大津市長等コミュニティセンター 大津市大門通16番40号
- 大津市逢坂コミュニティセンター 大津市京町三丁目1番3号
- (21) 大津市中央コミュニティセンター 大津市中央二丁目2番5号
- (22) 大津市平野コミュニティセンター 大津市馬場三丁目15番45号
- (23) 大津市膳所コミュニティセンター 大津市本丸町6番40号
- (24) 大津市富士見コミュニティセンター 大津市園山二丁目15番33号
- (25) 大津市晴嵐コミュニティセンター 大津市北大路一丁目9番5号
- (26) 大津市石山コミュニティセンター 大津市石山寺三丁目15番15号
- (27) 大津市南郷コミュニティセンター 大津市南郷一丁目12番13号
- (28) 大津市大石コミュニティセンター 大津市大石中一丁目1番1号
- (29) 大津市田上コミュニティセンター 大津市里三丁目9番1号
- (30) 大津市上田上コミュニティセンター 大津市牧一丁目1番24号
- (31) 大津市青山コミュニティセンター 大津市青山五丁目13番36号

- (32) 大津市瀬田コミュニティセンター 大津市大江三丁目 2 番 1 号
- (33) 大津市瀬田北コミュニティセンター 大津市大將軍一丁目 14 番 30 号
- (34) 大津市瀬田南コミュニティセンター 大津市神領三丁目 8 番 9 号
- (35) 大津市瀬田東コミュニティセンター 大津市一里山三丁目 16 番 1 号

第 3 条 大津市小野コミュニティセンターに分館を置く。

- 2 前項の分館の名称は大津市小野コミュニティセンター分館とし、その位置は大津市湖青一丁目 1 番地 5 とする。

(事業)

第 4 条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- 地域の主体的なまちづくり活動の推進に関すること。
- 地域の主体的な学びの推進に関すること。
- 地域の情報の収集及び発信に関すること。
- コミュニティ活動の場の提供に関すること。
- その他センターの設置の目的を達成するために必要なこと。

(使用の許可)

第 5 条 別表第 1 項各号に掲げるセンター(第 3 条第 1 項の分館を含む。以下同じ。)の会議室等(以下「会議室等」という。)を使用しようとする者は、市長(第 8 条の規定に基づきセンターの管理を行う者(以下同条及び第 9 条を除き、「指定管理者」という。))が管理するセンター(以下「指定管理施設」という。)にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。)に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、会議室等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付すことができる。

- 2 会議室等の使用の許可は、毎時 0 分から始まる 1 時間を単位とする時間帯について行うものとする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。
 - 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - センターの施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
 - その他センターの管理上支障があると認められるとき。
- 4 市長は、会議室等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。
 - この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - 使用の許可の条件に違反したとき。
 - 前項各号のいずれかに該当したとき。
- 5 前項の規定により使用の許可を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、市(指定管理施設にあっては、市及び指定管理者)は、その責めを負わない。

(使用料)

第 6 条 会議室等(指定管理施設の会議室等を除く。)の使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

- 2 前項の使用料(以下「会議室等の使用料」という。)は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。
- 3 使用者は、センター(指定管理施設を除く。)のガス器具又は電気窯(以下「附属設備」という。)を使用するときは、市長が別に定めるところによりその使用料(次項において「附属設備の使用料」という。)を納付しなければならない。
- 4 市長は、特別の理由があると認めるときは、会議室等の使用料又は附属設備の使用料(次項において「使用料」と総称する。)を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第 7 条 会議室等(指定管理施設の会議室等に限る。)の使用者は、その使用に係る料金(以下「会議室等の利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 会議室等の利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 会議室等の利用料金は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。
- 4 使用者は、センター(指定管理施設に限る。)の附属設備を使用するときは、その使用に係る料金(以下

「附属設備の利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

5 附属設備の利用料金の額は、前条第3項の附属設備の使用料の額に相当する額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

6 会議室等の利用料金及び附属設備の利用料金(次項及び第8項において「利用料金」と総称する。)は、指定管理者の収入とする。

7 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第8条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次条において「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の基準)

第9条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

センターの利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

センターの設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。

センターの管理を的確に遂行するに足りる人的構成を有するものであること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日の定めに従い、センターを適正に利用に供さなければならない。

2 前項のセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務

会議室等の使用の許可に関する業務

その他市長が定める業務

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は同日から令和7年4月1日までの間においてそれぞれ規則で定める日から、次項及び次条の規定は公布の日から施行する。

第2条第1号、附則第5条及び別表第1項第1号の規定

第2条第2号、附則第6条及び別表第1項第2号の規定

第2条第3号、第3条、第5条第1項(第3条第1項の分館に係る部分に限る。)、附則第7条並びに別表第1項第3号及び第36号の規定

第2条第4号、附則第8条及び別表第1項第4号の規定

第2条第5号、附則第9条及び別表第1項第5号の規定

第2条第6号、附則第10条及び別表第1項第6号の規定

第2条第7号、附則第11条及び別表第1項第7号の規定

第2条第8号、附則第12条及び別表第1項第8号の規定

第2条第9号、附則第13条及び別表第1項第9号の規定

第2条第10号、附則第14条及び別表第1項第10号の規定

第2条第11号、附則第15条及び別表第1項第11号の規定

第2条第12号、附則第16条及び別表第1項第12号の規定

第2条第13号、附則第17条及び別表第1項第13号の規定

第2条第14号、附則第18条及び別表第1項第14号の規定

第2条第15号、附則第19条及び別表第1項第15号の規定

第2条第16号、附則第20条及び別表第1項第16号の規定

第2条第17号、附則第21条及び別表第1項第17号の規定

第2条第18号、附則第22条及び別表第1項第18号の規定

第2条第19号、附則第23条及び別表第1項第19号の規定

第2条第20号、附則第24条及び別表第1項第20号の規定

(21) 第2条第21号、附則第25条及び別表第1項第21号の規定

- (22) 第 2 条第22号、附則第26条及び別表第 1 項第22号の規定
- (23) 第 2 条第23号、附則第27条及び別表第 1 項第23号の規定
- (24) 第 2 条第24号、附則第28条及び別表第 1 項第24号の規定
- (25) 第 2 条第25号、附則第29条及び別表第 1 項第25号の規定
- (26) 第 2 条第26号、附則第30条及び別表第 1 項第26号の規定
- (27) 第 2 条第27号、附則第31条及び別表第 1 項第27号の規定
- (28) 第 2 条第28号、附則第32条及び別表第 1 項第28号の規定
- (29) 第 2 条第29号、附則第33条及び別表第 1 項第29号の規定
- (30) 第 2 条第30号、附則第34条及び別表第 1 項第30号の規定
- (31) 第 2 条第31号、附則第35条及び別表第 1 項第31号の規定
- (32) 第 2 条第32号、附則第36条及び別表第 1 項第32号の規定
- (33) 第 2 条第33号、附則第37条及び別表第 1 項第33号の規定
- (34) 第 2 条第34号、附則第38条及び別表第 1 項第34号の規定
- (35) 第 2 条第35号、附則第39条及び別表第 1 項第35号の規定
- (36) 附則第40条及び附則第41条の規定

2 市長は、前項ただし書の規則（同項第36号に係るものを除く。）を定めるに当たっては、センターが置かれる地域の事情を考慮するものとする。

（準備行為）

第 2 条 この条例の規定に基づく指定管理者の指定の手續その他の行為及び指定管理者が利用料金を定めるために必要な手續その他の行為は、前条第 1 項第 1 号から第35号までに掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

第 3 条 施行日前に附則第 5 条から附則第39条までの規定による改正前の大津市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第39号。以下「旧条例」という。）の規定により教育委員会がした使用の許可その他の行為でその効力を有するもの（大津市立大津公民館に係るものを除く。）又は施行日前に旧条例の規定により教育委員会に対してされている使用の許可の申請その他の行為（大津市立大津公民館に係るものを除く。）は、この条例の相当規定により市長若しくは指定管理者がした使用の許可その他の行為又は市長若しくは指定管理者に対してされた使用の許可の申請その他の行為とみなす。

2 施行日前に旧条例の規定により教育委員会がした使用の許可に係る会議室等（大津市立大津公民館の会議室等を除く。）の使用料については、この条例の規定にかかわらず、旧条例に定める使用料の例による。

（大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第 4 条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（設置）」を付し、同条第 2 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条の 2 法第21条第 3 項の規定により、次のとおり公民館に分館を設置する。

分館を置く公民館	分館の名称	分館の位置
大津市立小野公民館	大津市立小野公民館分館	大津市湖青一丁目 1 番地 5

第 4 条第 1 項中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条の 2」に改める。

第 5 条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立木戸公民館の項を削る。

別表第 2 号を次のように改める。

削除

第 6 条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立和邇公民館の項を削る。

別表第 3 号を次のように改める。

削除

第 7 条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（設置）」を付し、同条の表大津市立小野公民館の項を削る。

第 2 条の 2 を削る。

第 4 条第 1 項中「（第 2 条の 2 に規定する分館を含む。以下同じ。）」を削る。

別表第4号を次のように改める。

削除

別表第37号を次のように改める。

(37) 削除

第8条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立葛川公民館の項を削る。

別表第5号を次のように改める。

削除

第9条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立伊香立公民館の項を削る。

別表第6号を次のように改める。

削除

第10条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立真野公民館の項を削る。

別表第7号を次のように改める。

削除

第11条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立真野北公民館の項を削る。

別表第8号を次のように改める。

削除

第12条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立堅田公民館の項を削る。

別表第9号を次のように改める。

削除

第13条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立仰木公民館の項を削る。

別表第10号を次のように改める。

削除

第14条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立仰木の里公民館の項を削る。

別表第11号を次のように改める。

削除

第15条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立雄琴公民館の項を削る。

別表第12号を次のように改める。

削除

第16条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立日吉台公民館の項を削る。

別表第13号を次のように改める。

削除

第17条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立坂本公民館の項を削る。

別表第14号を次のように改める。

削除

第18条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立下阪本公民館の項を削る。

別表第15号を次のように改める。

削除

第19条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立唐崎公民館の項を削る。

別表第16号を次のように改める。

削除

第20条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立滋賀公民館の項を削る。

別表第17号を次のように改める。

削除

第21条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立山中比叡平公民館の項を削る。

別表第18号を次のように改める。

削除

第22条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立藤尾公民館の項を削る。

別表第19号を次のように改める。

削除

第23条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立長等公民館の項を削る。

別表第20号を次のように改める。

削除

第24条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立逢坂公民館の項を削る。

別表第21号を次のように改める。

(21) 削除

第25条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立中央公民館の項を削る。

別表第22号を次のように改める。

(22) 削除

第26条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立平野公民館の項を削る。

別表第23号を次のように改める。

(23) 削除

第27条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立膳所公民館の項を削る。

別表第24号を次のように改める。

(24) 削除

第28条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立富士見公民館の項を削る。

別表第25号を次のように改める。

(25) 削除

第29条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立晴嵐公民館の項を削る。

別表第26号を次のように改める。

(26) 削除

第30条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立石山公民館の項を削る。

別表第27号を次のように改める。

(27) 削除

第31条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立南郷公民館の項を削る。

別表第28号を次のように改める。

(28) 削除

第32条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立大石公民館の項を削る。

別表第29号を次のように改める。

(29) 削除

第33条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大津市立田上公民館の項を削る。

別表第30号を次のように改める。

(30) 削除

第34条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立上田上公民館の項を削る。

別表第31号を次のように改める。

(31) 削除

第35条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立青山公民館の項を削る。

別表第32号を次のように改める。

(32) 削除

第36条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立瀬田公民館の項を削る。

別表第33号を次のように改める。

(33) 削除

第37条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立瀬田北公民館の項を削る。

別表第34号を次のように改める。

(34) 削除

第38条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立瀬田南公民館の項を削る。

別表第35号を次のように改める。

(35) 削除

第39条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立瀬田東公民館の項を削る。

別表第36号を次のように改める。

(36) 削除

第40条 大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市立大津公民館条例

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)の規定に基づく公民館として、大津市立大津公民館(以下「大津公民館」という。)を設置する。

(位置)

第2条 大津公民館の位置は、大津市島の関14番1号とする。

第3条を削る。

第4条第1項を次のように改める。

別表に掲げる会議室等(以下「会議室等」という。)を使用しようとする者は、第9条の規定に基づき大津公民館の管理を行う者(以下同条及び第10条を除き、「指定管理者」という。)に申請し、その許可を受けなければならない。

第4条第2項本文中「公民館の」を削り、「別表に掲げる」を「毎時0分から始まる1時間を単位とする」に改め、同項ただし書を削り、同条を第3条とする。

第5条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「指定管理者」に、「公民館の会議室等」を「会議室等」に改め、同項第3号中「施設」を「大津公民館の施設」に改め、同項第4号中「公民館」を「大津公民館」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「教育委員会は、公民館の」を「指定管理者は、」に改め、同条第2項中「市(大津公民館については、市及び指定管理者)」を「市及び指定管理者」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第6条 会議室等の使用者は、使用の許可の際に、その使用に係る料金(以下「会議室等の利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 会議室等の利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 使用者は、大津公民館のガス器具又は電気窯を使用するときは、その使用に係る料金（以下「附属設備の利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。
- 4 附属設備の利用料金の額は、市長が別に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 5 会議室等の利用料金及び附属設備の利用料金（次条及び第 8 条において「利用料金」と総称する。）は、指定管理者の収入とする。
第 7 条を削る。
第 8 条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条中「市長又は」を削り、「会議室等の使用料等又は附属設備の使用料等（以下「使用料等」と総称する。）を減免」を「利用料金を減額し、又は免除」に改め、同条第 2 号中「公民館」を「大津公民館」に改め、同条を第 7 条とする。
第 9 条の見出しを「（利用料金の不還付）」に改め、同条中「使用料等」を「利用料金」に改め、同条を第 8 条とする。
第 10 条中「指定管理者」の次に「（次条において「指定管理者」という。）」を加え、同条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とし、第 12 条を第 11 条とする。
第 13 条第 2 号中「大津公民館の」を削り、同条を第 12 条とする。
第 14 条中「公民館」を「大津公民館」に改め、同条を第 13 条とする。
別表を次のように改める。

別表（第 3 条、第 6 条関係）

室 名	会議室等の利用料金の上限額
大会議室	1 時間につき 720 円
中会議室 1	1 時間につき 290 円
中会議室 2	1 時間につき 290 円
小会議室 1	1 時間につき 130 円
小会議室 2	1 時間につき 130 円
小会議室 3	1 時間につき 130 円
小会議室 4	1 時間につき 130 円
和室	1 時間につき 180 円
造形実習室	1 時間につき 500 円
レクリエーション室	1 時間につき 720 円
調理実習室	1 時間につき 290 円

（大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 41 条 前条の規定による改正後の大津市立大津公民館条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に行う大津市立大津公民館の会議室等の使用の許可について適用し、同日前に行われた大津市立大津公民館の会議室等の使用の許可については、なお従前の例による。

別表（第 5 条、第 6 条、第 7 条関係）

- 1 会議室等の使用料（指定管理施設にあっては、会議室等の利用料金の上限額。以下同じ。）
大津市木戸コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720 円
第 1 会議室	1 時間につき 500 円
第 2 会議室	1 時間につき 290 円
第 3 会議室	1 時間につき 290 円
和室	1 時間につき 180 円

調理実習室	1 時間につき 500円
-------	--------------

大津市和邇コミュニティセンター

室 名	金 額
中会議室	1 時間につき 290円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
第 4 会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 180円
和室 3	1 時間につき 80円

大津市小野コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 130円

大津市葛川コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 500円
和室 1	1 時間につき 80円
和室 2	1 時間につき 80円
調理実習室	1 時間につき 130円

大津市伊香立コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 500円
中会議室	1 時間につき 290円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 130円

大津市真野コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室 1	1 時間につき 720円

大会議室 2	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 290円
第 2 会議室	1 時間につき 290円
和室	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 130円

大津市真野北コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
第 4 会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 290円

大津市堅田コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 930円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
第 4 会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 80円
和室 3	1 時間につき 80円
作業室	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 130円

大津市仰木コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
小会議室	1 時間につき 290円
和室	1 時間につき 80円
調理実習室	1 時間につき 130円

大津市仰木の里コミュニティセンター

室 名	金 額
-----	-----

大会議室	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
第 4 会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 290円

大津市雄琴コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 500円
中会議室	1 時間につき 130円
小会議室 1	1 時間につき 130円
小会議室 2	1 時間につき 130円
和室	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 130円

大津市日吉台コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
会議室 1	1 時間につき 290円
会議室 2	1 時間につき 290円
会議室 3	1 時間につき 290円
和室 1	1 時間につき 180円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 130円

大津市坂本コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
中会議室	1 時間につき 130円
小会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 130円

大津市下阪本コミュニティセンター

室 名	金 額
-----	-----

大会議室	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 290円
第 4 会議室	1 時間につき 130円
第 5 会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 290円
研修室	1 時間につき 290円

大津市唐崎コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 930円
中会議室 1	1 時間につき 290円
中会議室 2	1 時間につき 290円
小会議室 1	1 時間につき 130円
小会議室 2	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 130円

大津市滋賀コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
中会議室	1 時間につき 130円
小会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 80円
和室 3	1 時間につき 180円
調理実習室	1 時間につき 130円

大津市山中比叡平コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 290円
小会議室 1	1 時間につき 130円
小会議室 2	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 80円

和室 2	1 時間につき 80円
調理実習室	1 時間につき 130円

大津市藤尾コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
第 4 会議室	1 時間につき 130円
和室	1 時間につき 180円
調理実習室	1 時間につき 290円

大津市長等コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 290円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 180円
和室 2	1 時間につき 180円
調理実習室	1 時間につき 130円

大津市逢坂コミュニティセンター

室 名	金 額
第 1 会議室	1 時間につき 290円
第 2 会議室	1 時間につき 290円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 80円
調理実習室	1 時間につき 130円

(21) 大津市中央コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 290円
第 2 会議室	1 時間につき 290円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
第 4 会議室	1 時間につき 290円

和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 130円

(22) 大津市平野コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 930円
第 1 会議室	1 時間につき 290円
第 2 会議室	1 時間につき 290円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
和室	1 時間につき 180円
調理実習室	1 時間につき 290円

(23) 大津市膳所コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 930円
第 1 会議室	1 時間につき 290円
第 2 会議室	1 時間につき 290円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
第 4 会議室	1 時間につき 130円
第 5 会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 180円
和室 2	1 時間につき 180円
和室 3	1 時間につき 180円
調理実習室	1 時間につき 290円

(24) 大津市富士見コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 930円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
第 4 会議室	1 時間につき 130円
第 5 会議室	1 時間につき 130円
和室	1 時間につき 180円
調理実習室	1 時間につき 290円

(25) 大津市晴嵐コミュニティセンター

室 名	金 額
-----	-----

大会議室	1 時間につき 930円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 290円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
第 4 会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 80円
和室 2	1 時間につき 180円
調理実習室	1 時間につき 130円
視聴覚室	1 時間につき 130円

(26) 大津市石山コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 130円

(27) 大津市南郷コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 290円
第 2 会議室	1 時間につき 290円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 180円
調理実習室	1 時間につき 130円

(28) 大津市大石コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
中会議室	1 時間につき 130円
小会議室 1	1 時間につき 130円
小会議室 2	1 時間につき 130円
和室	1 時間につき 180円
調理実習室	1 時間につき 290円

(29) 大津市田上コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 930円
第 1 会議室	1 時間につき 290円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 290円
第 4 会議室	1 時間につき 290円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 290円

(30) 大津市上田上コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 500円
小会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 80円
和室 2	1 時間につき 80円
和室 3	1 時間につき 80円
調理実習室	1 時間につき 130円

(31) 大津市青山コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
第 4 会議室	1 時間につき 130円
和室	1 時間につき 180円
調理実習室	1 時間につき 290円

(32) 大津市瀬田コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 930円
第 1 会議室	1 時間につき 290円
第 2 会議室	1 時間につき 290円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
和室 3	1 時間につき 130円
多目的室	1 時間につき 290円
作業室	1 時間につき 290円

調理実習室	1 時間につき 290円
視聴覚室	1 時間につき 130円

(33) 大津市瀬田北コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 290円
第 4 会議室	1 時間につき 290円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 130円

(34) 大津市瀬田南コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
第 4 会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 290円

(35) 大津市瀬田東コミュニティセンター

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 720円
第 1 会議室	1 時間につき 130円
第 2 会議室	1 時間につき 130円
第 3 会議室	1 時間につき 130円
第 4 会議室	1 時間につき 130円
和室 1	1 時間につき 130円
和室 2	1 時間につき 130円
調理実習室	1 時間につき 290円

(36) 大津市小野コミュニティセンター分館

室 名	金 額
大会議室	1 時間につき 500 円

- 2 前項の規定にかかわらず、住所（団体又は法人にあっては、その所在地）が市外であるものが使用する場合は、前項各号の表に定める額に、その 5 割に相当する額（この額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算した額とする。
- 3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営利若しくは営業宣伝その他これに類することを目的として使用する場合は、前 2 項の規定による額に、その 10 割に相当する額を加算した額とする。